

大牟田市小中一貫教育基本方針

令和4年4月
大牟田市教育委員会

目 次

1	小中一貫教育に取り組む背景	1
	(1) 国の動向	
	(2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実	
	(3) 発達の早期化等に関わる現象	
	(4) 「中1ギャップ」	
	(5) 社会性育成機能の強化の必要性	
	(6) 学校現場の課題	
2	小中一貫教育の制度化	3
3	小中一貫教育による期待される効果	4
4	本市の学校教育の取組と課題	4
5	本市における小中一貫教育の定義と目的	5
6	本市における小中一貫教育の方針	6
7	本市における小中一貫教育制度導入の形態	6
8	本市における小中一貫教育の実施内容	6
	(1) 教育目標と目指す児童生徒像の共通化	
	(2) 各中学校区の実施計画の作成	
	(3) 共通の教育目標のもと義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程の推進	
	(4) 児童生徒の交流	
	(5) 組織的運営の充実	
	(6) 教職員の連携	
	(7) 家庭・地域との連携と協働の推進	
9	市内中学校区制度導入までのスケジュール（案）	9
10	本市の小中一貫教育制度推進組織	10
11	今後の方向性	11
	【参考資料】	12
	・小中一貫教育の取組例	
	・大牟田市小中一貫教育の概要	

はじめに

我が国においては、高齢者人口が増加する一方で生産年齢人口は減少し続けるなど、急激な少子高齢化が進んでいます。また、グローバル化の進展に伴う国際競争の激化や人、物、情報の国境を越えた流通が進んでおり、社会情勢が大きく変化しています。こうした社会変化に直面している次世代を担う子ども達には、自らの手で自らの人生を切り拓くとともに、多様な価値観を受容し、共生していくことが求められます。このため、子ども達が十分な知識や技能を身に付け、思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働することができるよう、子どもの能力や可能性を引き出すとともに自信を育む教育の実現が急務となっています。そうした教育の実現に資するために、学校制度を子どもの発達段階や意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的なものとする事で、制度的な選択肢を広げる動きが全国的に広がっています。

中でも、小・中学校9年間の系統性のある教育課程を編成・実施する小中一貫教育制度の導入が進んでいます。これにより、地域の実情や子ども達の実態に応じ、設置者の判断で、小・中学校段階の接続の円滑化を図ったり、学年の区切りを柔軟に設定したりするなどの多様な教育実践を可能としています。

このような現状の中、本市では「大牟田市立学校適正規模・適正配置計画」第2期実施計画（令和元年11月）において、小中一貫教育制度の導入を進めることとしました。

この基本方針は、本市の小中一貫教育を推進する上での基本的な考え方を整理することを目的に策定しました。

1 小中一貫教育に取り組む背景

(1) 国の動向

中央教育審議会では、「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（平成17年）として、現在の社会情勢の中求められる新たな義務教育の姿が示されました。これを受け、教育基本法が改正され、第5条第2項に「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養う」という義務教育の目的が定められ、続く学校教育法（昭和22年法律第26号）の改正においても小・中学校共通の目標として義務教育の目標規定が新設（第21条）されました。また、平成20年に告示された学習指導要領においても、小学校学習指導要領に参考として中学校学習指導要領の全文が記載され、中学校学習指導要領にも参考として小学校学習指導要領の全文が記載されるなど、学校段階間の連携を促進するための工夫が講じられました。この考えは、平成29年告示の学習指導要領にも引き継がれています。

こうした中、小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として学習指導や生徒指導において互いに協力するという観点から、双方の教職員が義務教育9年間の全体像を把握し、系統性・連続性に配慮した教育に取り組む機運が高まり、各地域の実情に応じた小中一貫教育の実践が増加しています。

(2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実

平成20年の学習指導要領改訂においては、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視して、教科によっては授業時数を実質的に1割程度増加させ、教育内容を質・量とも充実することが求められました。更には、平成29年告示の学習指導要領では、子ども達に求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されています。これら教育内容や学習活動の量的・質的充実に対応して、小・中学校では教職員が連携して、小学校高学年での専門的な指導の充実や、児童生徒のつまずきやすい学習内容についての長期的な視点に立

ったきめ細かな指導などの学習指導の工夫などそれぞれの学校等の実情に応じた形で小中一貫教育の推進が図られるよう求められています。

(3) 発達の早期化等に関わる現象

6－3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、思春期の到来時期が2年程度早まっているという指摘があります。このような中、生徒指導面では小学校高学年から自己肯定感や自尊感情の低下する割合が増え、不登校や長期欠席についても増加傾向にあります。いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは既に小学校4～6年生から生じているとも言われています。また、学習指導面においても、学年が進むにつれ、学習上のつまづきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障を来していると言われてしています。このような児童生徒の様々な成長の段差に適切に対応する等の観点から、6－3制の大きな枠組みを維持しつつも、4－3－2や5－4などのように、学校段階を超えた学年段階の区切りを柔軟に設けた上で、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させたり、教育活動を充実させたりすることの有効性が指摘され、小・中学校間の接続の円滑化が必要とされています。

(4) 「中1ギャップ」

各種調査によれば、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、暴力行為の加害児童生徒数が中学校1年生になったときに大幅に増えるなど、児童が小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に不適應を起こすいわゆる「中1ギャップ」が指摘されています。これは、小学校での指導と中学校での指導に発達段階に応じた独自性があることは当然であり、適度の段差が学校間に存在することの教育効果も大きいものと考えられる一方、小・中学校間の教育活動の差異が、発達状況とのずれなどから過度なものとなることが背景となり得ることが指摘されています。

【主な小・中学校段階間の差異】

① 指導形態

小学校では、学級担任制であり、中学校では、教科担任制となる。

② 評価方法

小学校では、単元テスト中心となり、中学校では、定期考査中心となる。

③ 家庭学習

小学校では、宿題の教科間の調整がなされやすいが、中学校では、宿題の教科間での調整がなされないことが多い。

④ 生徒指導

中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり、小学校と比較して規則に基づいたより細かな生徒指導がなされる傾向がある。

⑤ 部活動

中学校から部活動が始まり、放課後のみならず休日の活動を行う機会も増え、先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる。

(5) 社会性育成機能の強化の必要性

三世代同居の減少、共働き世帯や一人親家庭の増加といった様々な背景の中で、大人と子どもとのコミュニケーションが減っていることや子どもがいない世帯の増加、一世帯当たりの子どもの数の減少、テレビやゲーム、インターネットに費やす時間の増加、屋外で子どもが自由に遊べる場所の減少などを背景として、集団での遊びの機会や、年齢の離れた子ども同士の関わりそのものが減っているという現状が見られます。

このように家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子どもの社会性育成機能が低下する中で、子ども達の集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなっています。その一方、少子化等に伴って学校自体が小規模化し、クラス替えができない規模の学校や多様な教職員集団からの指導を受けられない規模の学校が相当数に上っており、小学校と中学校がそれぞれ小規模化して、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できず、教育上のデメリットが顕在化している状況になっています。

(6) 学校現場の課題

近年、学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、次のようなことが挙げられます。

- ・ 貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つ子どもの増加
- ・ 家庭生活や社会環境の変化の影響による家庭の教育力の低下
- ・ 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加
- ・ 不登校、暴力行為など生徒指導上の問題の増加
- ・ 保護者のニーズの多様化と対応の困難化
- ・ 時代の要請に伴う教育活動の高度化（教育内容や学習活動の量的・質的充実に加え、キャリア教育、食育、情報教育など教科等横断的な教育活動の必要性）

こうした中、「一人一人の教職員の努力や学年単位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」ことから、中学校区単位で学校間の連携や家庭・地域により、教育活動の充実を図る必要があるとされています。

2 小中一貫教育の制度化

平成27年の学校教育法等の改正により、平成28年度から小中一貫教育が制度化され、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校の大きく2つの形態が示されました。

[小中一貫教育とは]

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教職員が目指す児童生徒像を共有し、9年間を見通した教育課程を編成し、系統的・連続的な指導を目指す教育を言います。

[小中一貫教育制度の要件]

		小中一貫型小学校・中学校		義務教育学校
		小学校・中学校併設型	小学校・中学校連携型	
設置者		同一の設置者	異なる設置者	—
修業年限		小学校6年、中学校3年		9年（前期課程6年+後期課程3年）
組織・運営		それぞれの学校に校長、教職員組織		一人の校長、一つの教職員組織
		小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整備する	併設型を参考に、適切な運営体制を整備する	
免許		所属する学校の免許状を保有していること		原則小学校・中学校の免許状を併有
教育課程		<ul style="list-style-type: none"> ・9年間の教育目標を設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成 		
特例 教育課程の	一貫独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入れ替え・移行	○	×	○
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用
標準規模		小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		18学級以上27学級以下
通学距離		小学校はおおむね3Km以内、中学校はおおむね6Km以内		おおむね6Km以内
設置の手続き		市町村教育委員会の規則等		市町村の条例

◇小中連携教育とは、小・中学校段階の教職員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育のことを言います。例えば、中学校教員による小学校6年生への出前授業や生徒会による中学校説明会、小中合同地域清掃等の交流活動などがあります。

3 小中一貫教育による期待される効果

先進校における実践から以下のような効果が期待されます。

- ・9年間を見通した一貫した教育方針のもと発達段階に応じた系統性・連続性のある指導の実現
- ・小・中学校間の教職員の交流による指導内容の充実
- ・「中1ギャップ」の解消
- ・いじめや不登校、生徒指導上の諸課題等の減少
- ・生活規律の定着
- ・異学年児童生徒の交流の促進による社会性や自尊感情の向上
- ・地域の教育力の向上

4 本市の学校教育の取組と課題

- 本市では、「まちづくりは人づくりから」という基本理念のもと、大牟田市の未来を担う児童生

徒が持続可能な社会の創り手となるように、夢や目標に向かって意欲的に学ぶ力や自ら課題を発見し、多様な人々と協働しながら主体的に解決する力の育成を目指しています。そのために、持続可能な開発のための教育（ESD）や郷土愛を育む学習など特色のある学校教育を展開し、知育・徳育・体育のバランスの摂れた教育を推進しています。今後、さらに各学校の多様な教育活動を展開するためには、学校・家庭・地域が一体となって、教育の担い手となり、地域全体で児童生徒の学びを支える環境づくりが必要です。小中一貫教育の制度を取り入れることで、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒の学力向上や心身の健全な育成、中1ギャップや不登校の解消が期待できます。

- 本市の児童生徒の抱える課題としては、不登校の割合が高いことです。特に中学生の不登校率が高い傾向があります。不登校の状況を見てみると、小学校6年生から中学校1年生に進学する際に不登校率が急増するなどいわゆる「中1ギャップ」の影響が強く出ていると考えられます。

さらに、各学校で実施している生活アンケートにおいて、「自分が好きである」や「自分は人の役に立っている」などの自己概念に関する質問では低い結果が見られます。これらの課題の改善に向けては、集団社会における人間関係を形成する力や自己肯定感を形成する力、将来に向かって意欲的に自己を伸ばしていく力などの育成が必要だと考えます。そこで、さらに地域学校協働活動推進員やスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置することで、子どもが抱える課題を関係機関・地域全体で解決する仕組みを作り、質の高い学校教育の実現を図ることができます。

- 本市においては、これまで全ての中学校区で小中連携教育に取り組んできました。挨拶運動や情報交換会、授業参観や合同研修会など、多くの取組が行われ、小学校から中学校にかけての接続部分の円滑化を図ることができました。一方で、

- ① 児童の学習上・生活上の課題の引継ぎ
- ② 学習や生活のルールの共有
- ③ 各教科における系統的な教科指導
- ④ 配慮が必要な児童生徒の引き継ぎ

などについては、9年間を見通した教育活動として小・中学校が十分に共有できる環境が整っていなかったことが課題として上げられます。

5 本市における小中一貫教育の定義と目的

[定義]

小学校及び中学校が、共通の教育目標、目指す児童生徒像のもと、9年間を通じた教育課程を編成し、教職員が一体となって学習指導や生徒指導に組織的・系統的に取り組むことで、より一層生きる力の育成を図ること。

[目的]

- 義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒の学力向上や心身の健全な育成、「中1ギャップ」や不登校の解消を目指す。
- 校区の小・中学校がより密接な関係を築き、教育内容・活動の充実を図ることで、教職員の指導力の向上を図る。
- 学校・家庭・地域の「つながり」を深め、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進する。

6 本市における小中一貫教育の方針

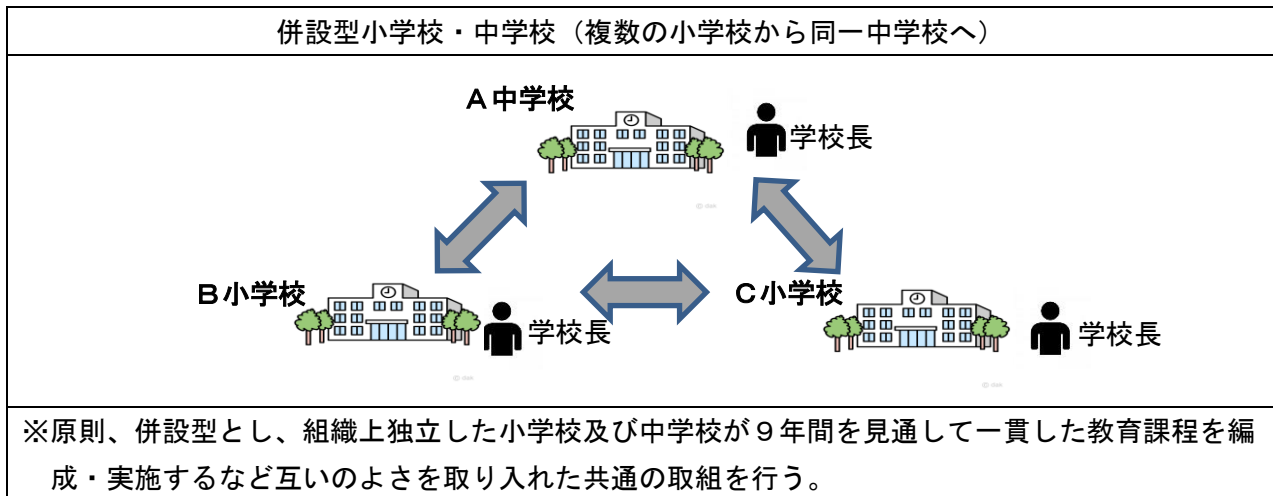
①小中一貫教育目標の設定	大牟田市小中一貫教育基本方針をもとに各中学校区で目指す児童生徒像を共有し、児童生徒の「生きる力」の育成を図る。
②教育課程・指導形態の工夫・改善	教育課程の編成や指導形態などの工夫・改善を図り、9か年を見通した児童生徒の育成を図る。(相互乗り入れ授業の実施等)
③教育活動の連続性の確保	児童生徒の教育活動の連続性を高める。(授業、ESD、行事等)
④教職員間の連携・協働	小・中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深める。(学力検査の結果の共有・分析、合同研修会・授業研修会の実施)
⑤家庭・地域との連携	家庭や地域との「連携」を更に推進する。(小中合同でのPTA・地域行事の実施、小中合同の学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置、地域学校協働活動推進員の配置) 問題を抱えた児童生徒や家庭に対して各校が連携し継続的な支援に当たるスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置。

7 本市における小中一貫教育制度導入の形態

◇小学校・中学校併設型

既存の小学校及び中学校の施設と基本的な枠組みを残し、義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程を編成・実施する。

◇各校区の導入イメージ



◇具体的な運営上の仕組み

- ①関係校を一体的にマネジメントする組織を設け（例：〇〇学年等）、学校間の総合調整を担う校長（例：学年長、統括校長等）を定め、必要な権限を教育委員会が委任する。
- ②学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を関係校が合同で開催し、一体的な教育課程の編成をはじめ学校運営に関する基本方針を承認する手続きを設ける。

8 本市における小中一貫教育の実施内容

(1)教育目標と目指す児童生徒像の共通化

本市の教育の基本方針と目指す児童生徒像を踏まえ、中学校区で共通した教育目標と目指す子

ども像を明確にする。

【本市教育の基本方針】
 持続可能な社会を創る「おおむたっ子」の育成

【本市の目指す児童生徒像】 「おおむたっ子」
お 大きな夢を抱き未来を創る児童生徒
む 難しいことにもねばり強く取り組む児童生徒
た たくましい心と体を備えた児童生徒

(2)各中学校区の実施計画の作成

- ・各学校のこれまでの教育活動の特色を生かしながら、9年間のつながりを明らかにした発達段階に応じた年間指導計画を作成する。

(3)共通の教育目標のもと義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程の推進

- ・小学校段階と中学校段階の間に、円滑な移行のための期間を意図的に設けることによる「中1ギャップ」の解消や上学年への進級や中学校卒業時点を想定した取組を強化できるように学年段階の区切りを設定する。

例) 下表は「4-3-2」の前期(小1~小4年)、中期(小5~中1)、後期(中2~中3)の区切りを設置した場合の指導目標。各学校の実情に応じて区切りを設定できる。

校種	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
区分	前期				中期		後期		
指導目標(例)	【基礎・基本期】 ○基本的な生活習慣の確立を図る ○学習習慣の確立を図る ○基礎学力、基礎体力の定着を図る				【習熟・接続期】 ○中学校への円滑な接続を図る ○コミュニケーション能力の育成を図る ○学力の伸長を図る		【充実・発展期】 ○自ら課題を見つけ、解決する力を育成する ○社会性の育成を図る ○主体的に進路を選択する能力を育成する		

- ・児童生徒の発達段階に合わせて、9年間の継続的かつ一貫性を持った学習指導・生徒指導を実施する。
- ・これまでのE S D (持続可能な開発のための教育) の取組を生かしつつ特色ある教育活動を継続する。
- ・学校間の連絡調整機能のため地域学校協働活動推進員を配置し、管理職や教職員、教育委員会と連携しながら相互乗り入れ授業、専科授業や合同行事の実施等の一貫教育の内容の円滑な実施を図る。

(4)児童生徒の交流

- ・学校間の交流において、学校行事やクラブ活動、児童生徒会活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動等を意図的・計画的に実施する。

(5)組織的運営の充実

- ・学校間の連絡調整等小中一貫教育を推進する推進委員会を置くとともに、校区内の校長部会、教頭部会、教務担当部会、学力向上部会、生徒指導部会、交流推進部会等の合同組織を編成

する。

- ・事務局校を設置し、当該学校長を長として位置づけ、学校はもとより児童生徒・家庭・地域に小中一貫教育の取組が円滑に推進できるような体制作りを行う。

(6)教職員の連携

- ・校内研修において、共通の教育目標や共通の重点目標の達成に向けて、指導内容や指導方法についての共通理解を図るとともに、相互に授業参観等を行うことで更なる連携を図る。
- ・問題行動やいじめ、不登校、特別支援教育、人権・同和教育等に係る合同研修を実施し、各校の児童生徒に関する情報交換を行うとともに、個別の支援計画等を確実に引き継ぎ児童生徒理解を深める。
- ・小・中学校での相互乗り入れ授業を実施し、授業改善に生かす。
- ・兼務発令を行い、兼務先の学校における児童生徒理解、専科指導やTT等のきめ細かな指導の充実を図る。

(7)家庭・地域との連携と協働の推進

- ・「地域とともにある学校」の実現のため、学校運営協議会*（コミュニティ・スクール）を設置するとともに、地域学校協働活動推進員を配置し、学校・家庭・地域が協働して、学校経営に取り組む。
- ・小中一貫教育の取組については、家庭・地域からの意見を取り入れながら推進していく。
- ・各校のPTAが連携し、研修や様々な活動を合同で開催するなど9年間通して児童生徒を育てる意識の向上を図る。
- ・各中学校区に配置されるスクールソーシャルワーカー（SSW）により問題を抱えた児童生徒や家庭に対して各校が連携し継続的な支援に当たる。

*「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）とは…

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に基づく制度で、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みであり、以下の機能がある。

- ・学校運営に関する基本的な方針の承認。
- ・学校運営等に関する意見の申し出。
- ・学校運営状況等の点検、評価及び住民参画の促進、情報発信

コミュニティ・スクールは、学校運営協議会を設置している学校である。

9 市内中学校区制度導入までのスケジュール（案）

規模	校名	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
中規模再編校	宮原中学校 <small>(駿馬小・天の原小・玉川小)</small>		モデル事業 (実施計画作成)	制度導入				
	白光中学校 <small>(明治小・手鎌小)</small>					実施計画作成		制度導入
	松原中学校 <small>(大正小・中友小)</small>			実施計画作成		制度導入		
大規模再編校	宅峰中学校 <small>(みなと小・天領小・大牟田中央小)</small>			モデル事業 (実施計画作成)		制度導入		
	歴木中学校 <small>(平原小・高取小・羽山台小・白川小・三池小)</small>					実施計画作成		制度導入
	橘中学校 <small>(吉野小・上内小・倉永小・銀水小)</small>					実施計画作成		制度導入

(小学校名は令和4年3月現在で表記。田隈中学校は、令和7年に歴木中学校と橘中学校に、甘木中学校は、令和9年に白光中学校と橘中学校にそれぞれ再編。)

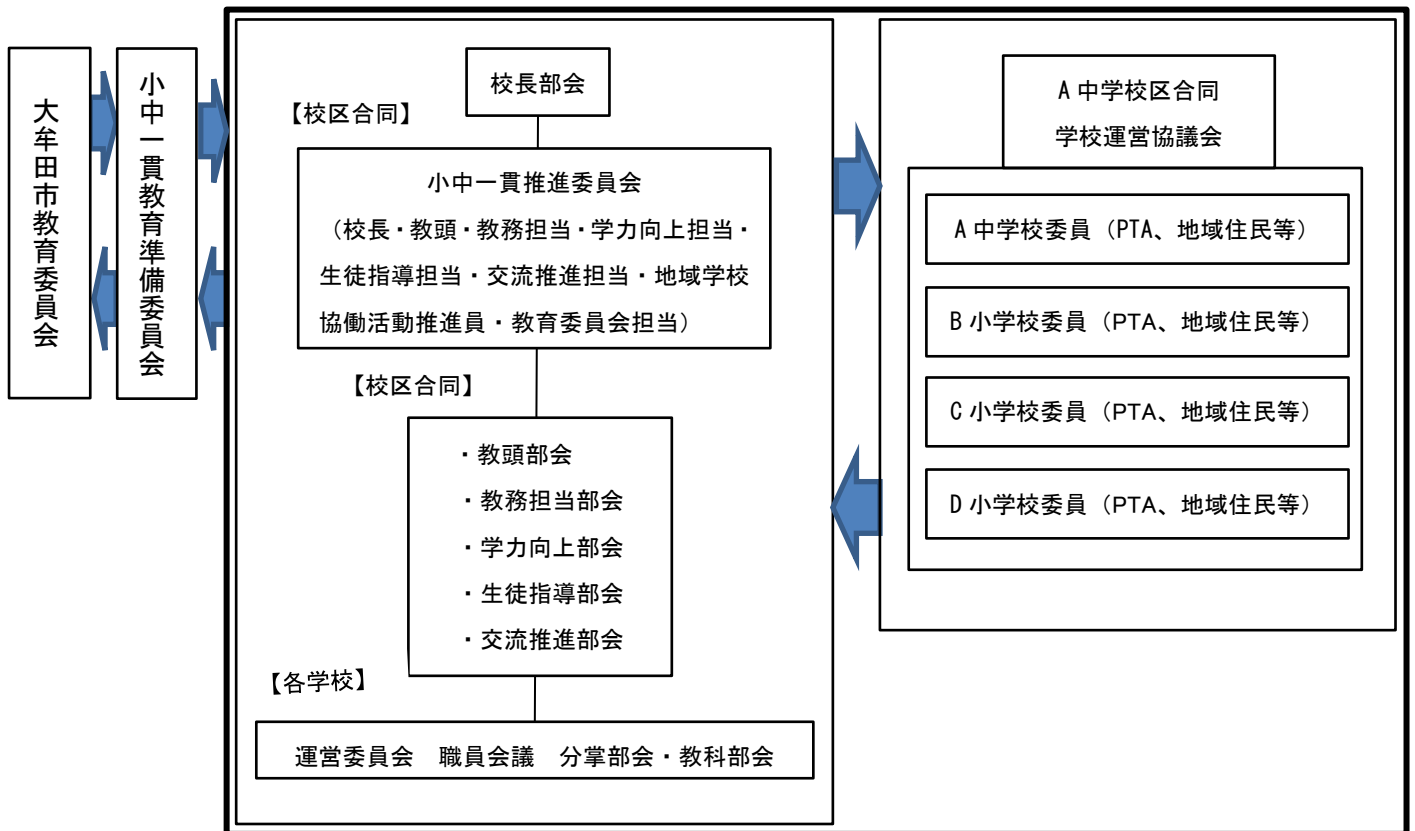
※制度導入にあたっては、中規模再編校、大規模再編校それぞれ1校において、制度導入の2年前よりモデル校として検証を進め、その後、検証結果を元に他校での導入を進めていく。

◇各中学校区における制度導入2年前までのスケジュール

上記のスケジュールを鑑み、それぞれの開校時に向けて、段階的に準備を進めていく。

年度・月	開校前々年度												開校前年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
全体計画作成																								
教育課程編成																								
校務分掌編成																								
制度試行・準備																								

10 本市の小中一貫教育制度推進組織



※学校運営協議会については、それぞれの学校から委員を任命し、校区合同の学校運営協議会を設置する。

◇基本方針原案及び実施計画作成のための組織

小中一貫教育準備委員会…中学校区の各校長・教頭、教育委員会担当（学校教育課、指導室）

◇組織の主な職務内容

校長部会	・小中一貫教育経営要綱の作成 ・学校評価の計画 ・総括的な目標・進行管理
推進委員会	・目指す児童生徒像や重点目標の設定 ・学校運営全般に関する協議
教頭部会	・推進委員会の企画・運営 ・各部会の進行管理 ・校区合同学校運営協議会の企画・運営
教務担当部会	・教育指導計画書作成に係る企画・調整 ・合同学校暦の作成 ・学校評価の実施・分析
学力向上部会	・合同研修会及び交流授業の企画・運営 ・学力実態調査の分析・考察 ・9年間を見通した教育課程の編成
生徒指導部会	・規範意識の育成 ・生徒指導に係る情報交換 ・配慮を要する児童生徒への対応 ・非行防止学習等の企画・運営
交流推進部会	・合同行事等の企画・運営 ・児童生徒、教職員の交流の企画・運営 ・保護者、地域との交流の企画・運営

◇教育委員会の役割

- (1) 小中一貫教育準備委員会への支援、指導助言
 - ・大牟田市小中一貫教育基本方針等関連資料の作成
- (2) 小中一貫教育推進委員会の定期開催
 - ・各中学校区の取組状況の確認と情報共有
- (3) 小中一貫教育の啓発・情報発信
 - ・地域、保護者等に対し、市HPや広報誌等で取組の紹介

11 今後の方向性

小中一貫教育制度の実施は、小・中学校間の円滑な接続や学校教育における諸課題の解決のための一方策として、また、子ども達一人一人が夢を描き希望を持って通える学校づくりの推進に効果があり、本市教育の基盤となり得ると考える。このため、次期計画で改めて計画を策定することとしている小学校再編の検討に加え、小中一貫教育制度の成果と課題をしっかりと検証し、丁寧な議論の下、児童生徒の状況や学校、地域の実態に即して、今後の方向性を検討する必要がある。

このようなことから、令和7年度に大牟田市立学校適正規模・適正配置検討委員会を設置し、小学校の再編及び小中一貫教育制度について、諮問を行う。

- ・小学校の再編における校区の見直し
- ・小中一貫教育制度導入の点検・評価
- ・義務教育学校の検討

【参考資料】

- 小中一貫教育の取組例
- 大牟田市小中一貫教育の概要

小中一貫教育の取組例

(1) 9年間を見通した教育課程の編成等

- 学力・学習状況、生活状況等の分析による課題の共有
 - ・中学校区小中一貫教育の教育目標や重点目標の設定と研究部会の設置
 - ・進学前後のアンケート等による児童生徒の実態調査
 - ・学習や生活の手引き等のリーフレット作成 ・家庭学習の習慣化に向けた取組
- カリキュラムの作成
 - ・中学校区の実態に基づくカリキュラム編成 ・指導方法の共通理解
 - ・各校のESDの特色を生かした取組
- 小学校間連携の推進
 - ・学習指導や生活指導における指導方針や指導方法について、中学校を参考にした共通理解
 - ・PTA間の交流（研修会、家庭教育学級講演会等の合同実施）

(2) 児童生徒の交流

- 学校行事等の合同実施や相互参加
 - ・遠足、体育祭、音楽会等への合同実施、相互参加 ・スポーツの交流
 - ・小学生に対する中学生の合唱指導 ・クリーンアップ運動の合同実施（校区内清掃活動）
- 5、6年生の中学校体験
 - ・中学生との合同授業（入学説明会等） ・生徒会と児童会の交流
 - ・部活動見学、部活動体験 ・入学説明会での生徒会による学校紹介

(3) 教職員の交流

- 合同研修会
 - ・テーマ別研修の実施(学習指導、道徳等) ・児童生徒理解に向けた情報交換
- 乗り入れ授業
 - ・中学校教員による小学校での授業 ・小学校教員による中学校への授業協力
 - ・小学校間での授業協力

(4) 家庭・地域との協働

- 各校の学校運営協議会の合同開催
 - ・中学校区としての連携・協力の推進
 - ・PTAと協働した望ましい生活習慣や家庭学習習慣の啓発
 - ・中学校区の地域の人材バンク等を活用した教育活動の実施（読み聞かせ、学習ボランティア等）

大牟田市小中一貫教育の概要

【教育の基本方針】

持続可能な社会を創る「おおむたっ子」の育成

【目指す児童生徒の姿】

- 【お】 大きな夢を抱き未来を創る児童生徒
- 【む】 難しいことにもねばり強く取り組む児童生徒
- 【た】 たくましい心と体を備えた児童生徒

【小中一貫教育の目的】

- 義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導のもと
- 児童生徒の学力向上や心身の健全な育成、「中1ギャップ」や不登校の解消を目指す。
 - 教職員の指導力の向上を図る。
 - 学校・家庭・地域のつながりを深める。

【小中一貫教育の実施内容】

学力の向上

体力の向上

〔学びをつなぐ〕

- 9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程
- 学習内容・指導方法の共通理解
- 家庭学習の習慣化
- 学習や生活の手引き等の作成 等

期待される効果は…

中1ギャップの解消

不登校の解消

〔教職員をつなぐ〕

- 目指す子ども像の共有
- 児童生徒理解に向けた情報共有
- 相互乗り入れ授業の実施
- 合同研修会 等
(学習指導、生徒指導、道徳・特活等)

〔子ども達をつなぐ〕

- 交流行事の実施
(遠足、体育祭、音楽発表会、学習発表会等)
- 部活動等でのスポーツ交流
- 異学年交流による心の成長
- 児童生徒会の交流 等

教職員の
指導力向上

地域の活性化

〔地域家庭をつなぐ〕

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の合同開催
- 地域学校協働活動推進員の配置
- PTAの連携、地域行事への参加
- OSSWによる児童生徒・家庭への支援
- 地域ボランティアの活用
- 小中一貫教育の情報発信 等

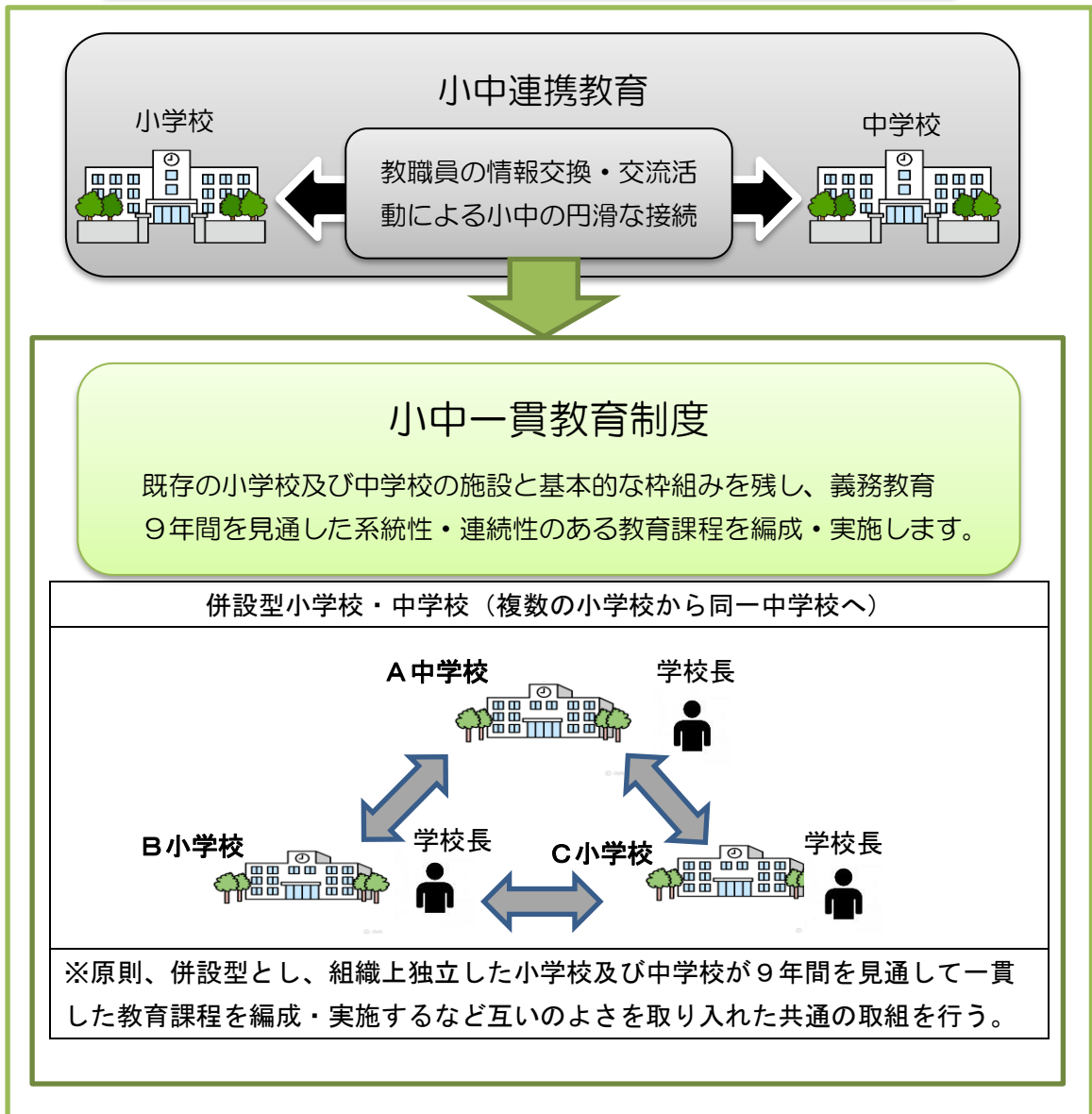
規範意識の向上

自尊感情の向上

大牟田市における小中一貫教育

「まちづくりは人づくりから」 持続可能な社会の創り手となる子ども達の育成を目指して

小中連携教育から小中一貫教育制度の導入へ



小中一貫教育って、どんな教育？

- 義務教育9年間を見通した学びの中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を図る教育です。
- 市内の中学校区ごとに、これまでの教育活動の特色を生かしながら、小中学校の教職員が協働して年間指導計画を作成し、教育目標と目指す子ども像を共有しながら、そのための手立てとして小中一貫教育に取り組みます。

小中一貫教育の目的は？

- 義務教育9年間を見通した系統性・連続性のある指導により、児童生徒の学力向上や心身の健全な育成、「中1ギャップ」や不登校の解消を目指します。
- 校区の小・中学校がより密接な関係を築き、教育内容・活動の充実を図ることで、教職員の指導力の向上を図ります。
- 学校・家庭・地域の「つながり」を深め、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を推進します。

小中一貫教育の期待される効果は？

- ◇「中1ギャップ」と言われるような中学校への進学に不安を感じる児童が減少します。
- ◇小中学校の教職員の交流により指導内容の充実が図れます。
- ◇いじめや不登校、生徒指導上の諸課題等の減少が図れます。
- ◇異学年児童生徒の交流の促進による社会性や自尊感情の向上が図れます。
- ◇学校・家庭・地域の連携が強くなり、学校を中心とした地域の活性化が図れます。

小中一貫教育の具体的な取組内容は？

【児童生徒の学力向上、心身の健全な育成】

- 9年間を見通した系統性・連続性のある教育課程
- 学習内容・指導方法の共通理解
- 家庭学習の習慣化
- 学習や生活の手引き等の作成
- 交流行事の実施（遠足、体育祭、音楽発表会、学習発表会等）
- ESD(持続可能な開発のための教育)の取組
- 部活動等でのスポーツ交流
- 異学年交流による心の成長 等

【教職員の指導力の向上】

- 目指す子ども像の共有
- 児童生徒理解に向けた情報共有
- 相互乗り入れ授業の実施
- 合同研修会（学習指導、生徒指導、道徳・特活等） 等

【地域とともにある学校づくり】

- 学校運営協議会（コミュニティスクール）の合同開催
- 地域学校協働活動推進員の配置
- PTAの連携、地域行事への参加
- スクールソーシャルワーカー（SSW）による児童生徒・家庭への支援
- 地域ボランティアの活用
- 小中一貫教育の情報発信 等